

岐阜県公報

第 百 二 十 号
令和 二 年 七 月 十 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

公 示

土地改良事業の工事の完了

(治 山 課) 三九一^{ベ₁ッ}

(農 地 整 備 課) 三九二

告 示

岐阜県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬数河字平曾五七七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市焼石字野首三六三六の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市和佐字田洞二四九一、二五〇一から二五〇四まで、二五一四の一

岐阜県知事 古 田 肇

令和二年七月十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県

発行所 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県

令和二年七月十四日発行

発行所 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三第三項の規定により公示する。

令和二年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類

施行に係る地区名

工事完了年月日

県営水質保全対策事業

羽島 6 期 地区

令和 二・五・二五